

## 一般社団法人日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会

### 教育セミナー・教育企画の共催・後援及び教育資材の共同作成に関する規則

#### 第1条（目的）

- 1 この規則は、一般社団法人日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会（以下、「本学会」という。）の教育委員会が①他の学術団体や営利企業と共催もしくは後援として開催する本学会会員の教育を目的とした、教育セミナー・教育企画、および②本学会が監修・公認し他の学術団体や営利企業と作成する、本学会会員の教育を目的とした教育資材の共同作成 に関する通則を定めることを目的とする。
- 2 教育セミナー・教育企画・教育資材はわが国における内視鏡や関連する診療や手術の安全な普及と進歩のための本学会会員や関連医療従事者への教育も目的とするものである。
- 3 本規則における教育セミナー・教育企画には、対面で行われるもの、Web（インターネット）を用いて行われるもの、さらにその両方を用いて行われるものを含む。
- 4 本規則における「教育セミナー・教育企画」とは、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会総会における教育セミナー・教育企画などは含まない。
- 5 本規則における「教育資材」とは、学会会員の教育を目的とした、本学会が監修し公認するビデオやパンフレットなどを指す。

#### 第2条（申請）

- 1 本学会との教育セミナー・教育企画の共催・後援もしくは教育資材の共同作成を希望する学術団体や営利企業は、申請書（様式1：学会 HP よりダウンロード）に記入の上、書面による企画や提案内容書類を添付し、本学会の教育委員長宛に提出する。
- 2 第1項の申請に対し、本学会の教育委員会は教育セミナー・教育企画の共催、後援もしくは教育資材の共同作成の採否を審議し、理事会に申請書類と共に、採否の見解を報告する。
- 3 第2項の報告をもとに、さらに同学会の理事会で審議し、採否を決する。
- 4 申請された教育セミナー・教育企画を「共催」とするか「後援」とするかは、申請者の希望や事情を加味して理事会で決する。

#### 第3条（名称等使用）

共催や後援の承認を受けた教育セミナー・教育企画もしくは共同作成の承認を受けた教育資材は、該当するチラシや案内等に本学会のロゴマークや名称を使用することができる。但し、使用の際には、本学会との共催あるいは後援もしくは共同作成（監修）している旨を明

記しなければならない。

#### 第4条（教育セミナー・教育企画・教育資材の公認基準）

1. 第2条第2項、ならびに第3項にかかる研究会の公認の採否は、以下の基準により審査されるものとする。

- (1) 泌尿器科領域の内視鏡関連の診療や手術の安全な普及と進歩のための教育セミナー・教育企画であること。
- (2) 本学会会員から広く参加者を募集していること。
- (3) 特定の企業等の利益を図る内容でないこと。
- (4) 会場、Web システム、講師謝礼などの運営面は申請者が主導すること。
- (5) 講師の選定や教育内容などは本学会の教育委員会の意見や助言を参考にすること
- (6) 会員への周知、ならびに(5)の内容に関して、教育セミナー・教育企画の内容に応じて、本学会に共催費あるいはアドバイザー料を支払うこと。なお共催費あるいはアドバイザー料の額面に関しては別途定める。
- (7) セミナー・教育企画・教育資材の企画名は社会通念上、教育企画にふさわしいものでなければならない。特定の個人名や機器名を冠した企画名は避けること。また、申請書に記載された企画名を公認後に変更することは原則認めない。

2. 第2条第2項、ならびに第3項にかかる教育資材の共同作成の公認の採否は、以下の基準により審査されるものとする。

- (1) 泌尿器科領域の内視鏡関連の診療や手術の安全な普及と進歩のための教育資材であること。
- (2) 特定の企業等の利益を図る内容でないこと。
- (3) 教育資材の作成にかかる費用、講師謝礼などの運営面は申請者が主導すること。
- (4) 講師の選定や教育資材内容などは本学会の教育委員会の意見や助言を参考にすること
- (5) 会員への周知、ならびに(4)の内容に関して、本学会にアドバイザー料を支払うこと。なおアドバイザー料の額面に関しては別途定める。

#### 第5条（教育セミナー・教育企画・教育資材作成における報告）

申請者は、本学会宛に、以下の事項を書面にて報告するものとする。

- (1) 実施した教育セミナー・教育企画・教育資材の内容の要旨、参加者からの意見、など
- (2) 参加者から参加費を徴収した場合、収支決算書、など
- (3) その他、申請された教育セミナー・教育企画・教育資材の作成が中止、延期になった場合、など

#### 第6条（教育セミナー・教育企画・教育資材作成の取消）

- 1 第4条各号の基準に違反した場合、あるいは、本学会の名誉を著しく損なう行為がなされた場合は、この法人は、教育セミナー・教育企画の共催あるいは後援もしくは教育資材の作成を取り消すことができる。
- 2 前項により共催あるいは後援を取り消された教育セミナー・教育企画もしくは作成を取り消された教育資材は、速やかに第3条における本学会のロゴの使用、及び共催あるいは後援もしくは共同作成（監修）の記載を停止する措置を執らなければならない。

#### 第7条（補則）

- 1 この規則の変更は、本学会理事会の決議をもって行う。
- 2 この規則に定めるものほか、必要な事項は理事長が別に定める。

#### 附則

この規則は、令和3年8月12日から施行する。

令和3年11月11日変更

令和5年9月4日改定

令和5年11月29日改定

※申請書類は、日本泌尿器内視鏡・ロボティクス学会事務局にメール ([jsee@movie.ocn.ne.jp](mailto:jsee@movie.ocn.ne.jp)) で提出ください。